

なごおか新産業創造センター事業手法検討調査業務 簡易評価型プロポーザル参加説明書

この説明書は、なごおか新産業創造センター事業手法検討調査業務を受託する事業者のプロポーザルによる選考に関して、提案書の募集、審査及び特定等について定めるものである。

1 業務名

なごおか新産業創造センター事業手法検討調査業務（以下、「本業務」と言う）

2 業務の目的

なごおか新産業創造センターは、隣接する長岡技術科学大学等と連携し新産業の創造を目指す取組みを支援する施設として開館し 20 年が経過したが、この間、経済社会情勢の変化や技術革新、そして長岡技術科学大学の実績等に進展が見られることから、同センター及び周辺環境の位置づけを再確認し、施策を見直す必要性について検討を行っている。そのため、令和 7 年度に「なごおか新産業創造センター及びその周辺における産業政策ニーズ調査」を実施し、なごおか新産業創造センターのこれまでの実績と、今後の改修・整備の方向性について整理を行った。

今回、上記調査で整理した改修・整備の事業スキーム及び民間活力導入可能性を検討するため、前提条件の把握、運営・事業スキームの検討、市場調査等を行うことを目的に、本委託業務を実施する。

3 業務実施期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 28 日までとする。ただし、契約期間中に成果の一部の提出を求められることがある。

4 業務の内容

以下に記載する項目を業務内容（案）とし、具体的な業務実施手法や時期等については、本プロポーザルにより特定された者と本市が協議の上、決定する。

（1） 現状課題の整理

- ア 入居企業等のニーズ、産業創出可能性、長岡技術科学大学等の学術機関との共創可能性の整理及び関係者へのヒアリング
- イ 対象となる施設状況の把握及び課題の整理
- ウ 上位計画、関連施策の整理

（2） 前提条件の整理

- ア 法的制約条件の整理
- イ 事業の方向性の抽出・整理（施設設備の質・量の想定含む）

（3） 事業スキームの検討

- ア 想定される事業スキーム及び事業手法の検討
- イ 官民間の役割分担の検討

（4） 概算事業費の算出

- (5) 民間事業者等への意向市場調査（サウンディング）の実施
- (6) 民間活力導入可能性の評価
 - ア 民間活力導入可能性の評価（VFM 評価は含まない）
 - イ 今後の事業化検討スケジュール及び検討課題の整理

5 委託上限額

本業務の委託上限額は、8,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を予定している。委託料の提案は、11（3）「キ 参考見積書」の提出により行うこと。

6 事業者の選考形式

簡易評価型プロポーザル

7 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者であることを要する。

- (1) 令和元年度以降に、本業務内容と同種の業務又は類似の業務を実施した実績を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) その構成員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 民事再生法、会社更生法、破産法に基づき、手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及び構成員、その利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

8 失格基準

次の事項のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加説明書に定められた方法によらず、提案書その他の提出書類が提出されたとき。
- (2) 提案書その他の提出書類について、記載すべき事項が記載されていないとき。
- (3) 提案書その他の提出書類について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (4) 本業務のプロポーザル手続きにおいて、不正行為が行われたことが判明したとき。
- (5) 市が定める委託上限額を超えて委託料の提案をしたとき。
- (6) 不法行為等、本業務の実施にふさわしくない行為が行われたとき。

9 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の方法により「簡易評価型プロポーザル参加表明書」（様式 1-1 または 1-2）を提出すること。また、本市の入札参加資格名簿に登録されていない者は、「誓約書」（様式 2）も併せて提出すること。

- (1) 提出方法

郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限必着）、電子メールとする。ただし、電子メールの場合は、必ず着信を電話で確認し、原本は後日郵送すること。

(2) 提出先

長岡市商工部産業イノベーション課

住所 〒940-0062 新潟県長岡市大手通2丁目6番地

フェニックス大手イースト長岡市役所大手通庁舎6階

電話 0258-39-2402

電子メール sangyou-seisaku@city.nagaoka.lg.jp

(3) 提出期限

令和8年4月3日（金曜日）午後5時まで

10 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」（様式3）により、電子メールで送信するとともに、メール送信後に必ず着信を電話で確認すること。なお、輕易な事実確認を除き、電話等による個別の問い合わせには応じない。

(1) 質問の受付回答課

長岡市商工部産業イノベーション課

電子メール sangyou-seisaku@city.nagaoka.lg.jp

(2) 提出期限

令和8年4月10日（金曜日）午後5時まで

(3) 質問への回答

令和8年4月17日（金曜日）までに参加者全員に電子メールにより回答する。

11 提案書

(1) 提出方法

参加申し込みをした者は、郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着。）により提案書を提出すること。

ア 提出部数

- ・ 正本1部（様式4を表紙とする）
- ・ 副本6部（正本の写し）

イ 提出先

長岡商工部産業イノベーション課（参加表明書の提出先と同じ）

ウ 提出期限

令和8年4月24日（金曜日）午後5時まで

(2) 提案書の基本事項

本プロポーザルは、本業務に係る提案を求めるものであり、業務の具体的な内容や成果品の一部を作成及び提出するものではない。具体的な業務内容は、提案書に記載された取組方法を反映し、本市が提示する資料に基づいて協議・決定し、契約を締結した上で開始する。

(3) 提案書の項目

審査の対象となる下記事項について、資料を作成すること。

ア 会社概要／団体概要（様式任意）

- ・ 社名または団体名
- ・ 本社及び市内の支社、支店、営業所等の所在地／団体の場合、事務所の所在地
- ・ 資本金／団体の場合、資産額
- ・ 従業員数（本社及び支社、支店、営業所別）／団体の場合、会員数
- ・ 業務内容

イ 業務実施体制（様式5）

ウ 業務管理者の経歴等（様式6）

エ 主たる担当者の経歴等（様式7）

オ 企画提案（様式任意）

「2 業務の目的」及び「4 業務の内容」を踏まえ、調査・分析の具体的方法について、イメージできるように提案すること。

カ 業務スケジュール（様式任意）

キ 参考見積書（様式任意）

本業務の所要経費について、算出内訳が分かるように記載し、見積額は「5 委託上限額」の範囲内とすること。

見積額は税込みとし、代表者名を記名すること。

（4）提案書の書式等

ア 文字の大きさは10.5ポイント以上とし、モノクロ・カラーは問わない。

イ （3）「オ 企画提案」は10ページを上限とし、ページ番号をふること。

ウ 提案書は片面印刷とし、左上1か所をホチキス止めすること。

12 選考方法

本市職員で組織する選考委員会において、提案書の内容、本業務に対する提案者の意欲や理解力等を確認するためのプレゼンテーション及びヒアリングを行い、選考評価基準に基づき点数化し、最優秀者及び次点者を決定する。

（1）選考評価基準

別紙「簡易評価型プロポーザル提案書評価要領」のとおりとする。

（2）実施日

令和8年5月1日（金曜日）にプレゼンテーション及びヒアリングを行う（オンライン可）。時間及び会場等は参加者に別途通知する。

（3）実施要領

ア 提案者は、11「（3）提案書の項目」についてプレゼンテーションを行うこと。

イ 提案者は3名までとし、主たる説明者は配置予定の業務管理者とすること。

ウ 提案者の説明時間は20分間とし、その後質疑応答を15分間予定している。

エ 追加資料の配布はできないが、プロジェクターやパネル等で追加情報を提示することは可能とする。

13 選考結果の通知

選考結果は、参加者全員に書面で通知する。選考されなかった者は、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由の説明を書面で求めることができる。

14 契約

本市と最優秀者双方で協議の上、仕様書に定めた後に見積合わせを行い、合意ができれば随意契約を締結する。ただし、合意に至らなかった場合は、次点者に書面により通知し、本業務に係る協議を行う。

15 留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 特定した提案書に記載された内容の著作権は、本市に無償・無条件で帰属するものとする。
また、特定しなかった提案書に記載された内容の著作権は、本市に帰属しない。
- (4) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、長岡市情報公開条例（平成7年長岡市条例第33号）に基づき、提出書類を公開することがある。

16 スケジュール

令和8年3月26日（木）	公募開始
4月3日（金）	参加表明書、誓約書提出期限
4月10日（金）	質問書提出期限
4月17日（金）	質問書回答期限
4月24日（金）	提案書提出期限
5月1日（金）	プレゼンテーション及びヒアリングの実施
5月中旬	選考結果の通知

17 様式

本プロポーザルで使用する様式の電子データは、長岡市ウェブサイトに掲載しているので、適宜ダウンロードすること。

【簡易評価型プロポーザル方式】令和7年度公告一覧

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/sangyou/cate09/propo/r07propo.html>